

## 文教厚生委員長報告

令和3年2月定例会

文教厚生委員長報告をいたします。

文教厚生委員会に付託されました議案の審査結果等について報告いたします。

今定例会において本委員会に付託されました議案は、「令和3年度島根県一般会計予算」など予算案11件、「食品衛生法施行条例」など条例案11件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれの議案も全会一致をもって、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

次に、議案の審査過程における執行部からの説明、委員からの質疑、意見等のうち主なものについて報告いたします。

第6号議案「令和3年度島根県一般会計予算」についてであります。

まず、教育委員会所管のICT活用教育の環境整備では、委員から、一人一台の端末の購入については、個人負担を軽減する返済型奨学金制度が計画してあるが、住宅ローンなどにより共働きなど比較的所得が高い家庭でも端末の購入が困難な場合もあるため、所得要件について柔軟な運用が必要であるとの意見があり、執行部からは、対応できるよう検討するとの回答がありました。

また、別の委員からは、都道府県の財政状況により、個人負担の不公平が生じる状況は避けるべきであり、国に対して必要な措置を要請すべきとの意見がありました。

また別の委員からは、購入する端末やそのOSについては、使用する現場の意見を反映させてほしい。また、使用する児童生徒や教職員のためには、本来県下で統一した端末等が良いのではないかとの意見があり、執行部からは、端末等の選定についてはICTモデル校などの意見を参考にして検討する考えであり、選定した端末等については市町村教育委員会と情報共有していきたいとの回答がありました。

また、悩みの相談・不登校対策事業では、委員から、どうしても学校に行けなくなりフリースクールで過ごすことで救われている子ども達がいる実態についてどのような対策を講じていくのかとの質問があり、執行部からは、不登校となった子ども達への支援のため、市町が運営する教育支援センターによるフリースクールの活用などについて検討していくとの回答がありました。

また、子どもの体力向上支援事業では、保育所や幼稚園に対し指導や助言を行うためには、乳児や幼児に対する専門的な知見を持った人材を活用すべきであるとの意見があり、執行部からは市町村や健康福祉部等と連携をとり、専門的な視点で指導や

アドバイスができる体制を検討していくとの回答がありました。

次に、健康福祉部所管のひきこもり支援地域体制整備事業では、委員から、当事者が自分の方から積極的に相談することは難しいため、市町村や医療機関等と連携をとり、支援をする側から寄り添っていく体制としてほしいとの要望がありました。また別の委員からは、ひきこもり支援センターで行う出張相談については、ひとりひとりのニーズに応じたきめ細やかで丁寧な対応をしてほしいとの要望がありました。また、別の委員からは、学校に行けない人が毎年出てきていることもあり、在学中の支援などひきこもりになる前の対応が大切であるとの意見があり、執行部からは、教育委員会とも連携をして取り組んでいくとの回答がありました。

また、結婚支援事業では、委員から、専任の結婚支援員の人員配置を行うことが難しい市町村もあるので、県との連携により柔軟な取り組み方を検討してほしいとの意見があり、執行部からは研修会等を通して連携を深めていきたいとの回答がありました。

また、放課後児童クラブ支援事業では、委員から、多くの児童クラブで支援員の確保が大きな課題となっているため、支援員へのインセンティブを打ち出すなどしっかりとした対策が必要であるとの意見があり、執行部からは、支援員の確保に加え、放課後児童クラブスーパーバイザーの派遣や複数のクラブで効率的に助け合いながら運営をしている好事例などの情報提供を行っていくとの回答がありました。

また、子育て支援のあり方について、委員から、子育て世代がフルタイムで働くより、1時間早く帰る働き方も子育て支援ではないかとの意見がありました。

次に、請願の審査結果について報告いたします。

このたび新規に提出された請願第21号は、コロナ禍において児童生徒の安全を守るため、来年度も小学校2年生の30人学級、中学校3年生の35人学級の学級編制の維持を求めるものであります。本請願については、既に国のマニュアルや県のガイドライン等に基づき、学校現場での状況に応じた新型コロナウイルス感染症対策の徹底が図られていること。さらに、少人数学級編制の見直しは、昨年2月県議会で審議し、了とした「子ども・子育て支援施策」を推進するうえで、必要となる財源の一部を捻出するためのものである。本県財政は、依然、厳しい状況が続く見通しであり、また「子ども・子育て支援施策」の拡充の必要性も何ら変わるものではないとの理由から、全会一致をもって、「不採択」とすべきとの審査結果でありました。

次に、報告事項など所管事項調査における質疑、意見等のうち主なものについて申し上げます。

まず、健康福祉部所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「新型コロナウイルスワクチン接種体制の準備状況

について」では、委員から、医療従事者への優先接種については、ワクチン接種に係るいろいろな情報が交錯することにより混乱が生じないように、統一した情報の提供を徹底してほしいとの要望がありました。

次に、病院局所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「県立中央病院における出産入院時の差額ベッド料等に係る消費税の課税誤りについて」では、委員から、長期間にわたり誤りに気づけないと発覚したときに多大な手間とコストがかかるため、コンプライアンスのチェック体制を構築することが必要であるとの意見があり、執行部からは、定期的にチェックが働くシステムを検討していきたいとの回答がありました。

最後に、本委員会では、昨年度から「高齢者が健康で生きがいを持って活躍できる島根に向けて ～生涯を通じた健康づくり・生きがいづくり～」を調査テーマに、現地調査を含め調査活動を行ってまいりましたので、その結果を報告いたします。

本県では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、誰もができる限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最終段階まで送ることができるよう、市町村と協力して、地域包括ケアシステムの構築に向けての取組が進められています。

この地域包括ケアを実現するに当たっては、介護保険法などの法令により利用者に提供されるサービスの確保を基本としつつ、

1. 健康づくりや介護予防の取組による健康寿命の延伸
2. 地域に根ざした生きがいづくりによる生涯現役意識の醸成
3. 身体活動等を通じた認知症予防の推進

について、いかに充実させていくかが大きなポイントになると考えます。

こうした観点から、各地域における取組事例について実地調査を行ってまいりました。

先ほどポイントとして挙げた項目ごとに、調査結果を報告いたします。

1点目の項目、健康づくりや介護予防の取組による健康寿命の延伸についてです。

静岡県では、「ふじのくに健康長寿プロジェクト」として運動、食生活、社会参加の3分野の行動メニューに3人1組で3ヶ月間取り組み生活習慣の改善を目指す「ふじ33（さんさん）プログラム」や、5年で5%の減塩を目的とした「減塩55（ごーごー）プログラム」など、「健康長寿日本一を目指す」取組が進められていました。

静岡県藤枝市では、大手食品会社や医薬品会社と健康に関する包括連携協定を締

結し、企業と連携して健康増進活動に積極的に取り組まれていました。

益田市では、行政、地区健康づくりの会、関係機関・団体からなる「健康ますだ市21 推進協議会」に食生活、運動、歯科、心の健康の4つの部会を設置し、それぞれ取組を進められていました。また、同協議会では「生活習慣病予防教室」や「子ども料理教室」などの開催を通じて、市全体での健康づくりに取り組まれていました。

飯南病院では、町内の一人暮らしの高齢者等と町外に住むその家族を対象とした遠距離介護支援セミナーを開催し、町の介護サービスや生活支援の情報を提供されてきました。参加者からは「自分や家族の将来の備えになる」などの声が多く寄せられているとのことでした。

2点目の項目、地域に根ざした生きがいつくりによる生涯現役意識の醸成についてです。

益田市の高津老人クラブ連合会では、小学校の空き教室を活用して低学年の子どもたちの遊び相手をしたり、絵本の読み聞かせ、登下校時の見守りなどの取組を通じて、子どもたちから力をもらっているとのことでした。

邑南町の市木公民館では、地元自治会がつくられた「市木カルタ」に記載された名所等を実際に現地で子どもたちに紹介する「ふるさと学芸員制度」を立ち上げるなど、地元の子どもたちへのふるさと教育を実践されてきました。

3点目の項目、身体活動等を通じた認知症予防の推進についてです。

浜田市では、認知症気づきチェックリストを作成し、このリストに基づくチェックを市内の全サロン170か所で年1回実施され、フォローが必要な方には自宅訪問等も行われていました。

雲南市の一宮交流センターや阿用地区振興協議会では、「いちにこ体操」や「うんなん幸雲体操」など、地域独自の体操を考案し、普及に努められていました。

飯南病院では、飯南町保健福祉課や福祉事務所とともに地域包括ケア推進局を設置し、認知症の家族の介護を行っている方を対象とした認知症重度化予防実践塾の開催や、介護者サロンへの心療内科医の派遣などの取組を実施されてきました。

地域包括ケアシステムの構築に当たっては、まずは住まいや医療・介護サービスなどの基盤整備が前提となりますが、これにあわせて介護予防や生活支援など、地域で暮らす高齢者をきめ細やかに支援できる体制や環境を整備していくことが非常に重要です。

現在、県内においても、高齢者の居場所づくり・生きがいつくりのため、市町村、

社会福祉協議会、NPO法人、あるいは住民などが主体となって、地域独自の体操やサロン活動、ボランティア活動など様々な活動が行われています。

こうした活動は健康寿命の延伸や認知症予防にも大きく効果があり、その活動の機会、活動の種類を一層拡げていくことが求められています。

また、近年のボランティア活動は、一般的な奉仕活動等にとどまらず、小中学校の児童・生徒との交流や観光、特産品案内など様々な分野に広がりを見せており、ボランティアの活躍の機会が増えています。

こういった状況や動きを踏まえ、次の5点について要望します。

1. 昨年10月に知事は「しまね健康寿命延伸取組宣言」を行われたが、この宣言にある言葉どおり、県民自ら健康づくりに取り組めるよう、その環境整備を着実に進め、健康寿命の延伸を実現させること。

2. 高齢者に多様な活躍の場を提供し、高齢者の活動を支援していくに当たっては、県としても優れた取組や成功事例を蓄積し、県内での横展開を進めるとともに、福祉部門だけでなく、教育、産業、まちづくりなどの部門とも十分に連携し、部局横断の発想をもって取り組むこと。

3. 現役世代や元気な高齢者なども含めた幅広い地域住民が、自らの経験や時間の余裕に応じて、支援が必要な高齢者や子どもたち等の「支え手」としての活動に自発的に参加できるようにすることが重要である。このために県や市町村が、地域の関係団体や教育の現場などとも連携しながら、支援が必要な人を地域全体で支える機運の醸成を図ること。あわせてそのために必要な広報・啓発を行っていくこと。

4. 介護事業者や民間企業の専門職が有する知識やノウハウを、高齢者を支える意欲をもった地域住民に提供し、支援の現場でも活用できるようにしていくことが求められている。このため県においても、こうした専門職と地域の住民との連携・協働が進むよう必要な対策を講じること。

5. 健康寿命の延伸や地域包括ケアシステムの構築を進めるうえで、認知症施策は重要である。県では、認知症サポーターや認知症サポート医などの人材育成や、認知症疾患医療センターへの支援など環境整備に努めてこられたところではあるが、今後、高齢者がさらに増加し、認知症の方の数も増えていくことを考えると、施策は十分とは言えない。よって県として、もう一步を踏み出し、市町村とも十分に連携しながら、認知症施策の前進を図ること。

コロナの影響により、昨年5月に実施予定だった本委員会の現地調査は、5ヶ月遅れの10月の実施となり、調査先の皆様にはいろいろとご迷惑をお掛けしました。

その調査先では、コロナのために健康づくりや生きがいくくりなどの活動の一部休止を余儀なくされるなど、今までどおりの「集まっての活動」が難しくなっているところが多くありました。こうした中、いずれの調査先でも様々な工夫をしながら取組を続けておられましたが、本来、高齢者が集まって交流することは、高齢者の健康づくり、生きがいくくりに直結するものであります。したがって、「集まっての活動」が難しい今こそ、県と市町村が一緒になって知恵を出し合い、こうした活動に対する支援の充実を検討すべき段階であると考えます。

最後に、人口減少が進み、高齢化が大きく進展した島根県において、「島根を守る」ということは、「高齢者が健康で生きがいを持って活躍できる島根を実現する」ということと同じであると考えます。そして「島根創生計画」にうたう「支え合いにより県民一人ひとりが生きがいをもって安心して暮らせる地域共生社会の実現」のためにも、高齢者が健康で生きがいを持って活躍できる環境が重要です。こうした環境づくりは、県庁全部局の連携があって初めて成し遂げられるものであるということを強く申し上げます。

以上が、本委員会の調査テーマに関する調査結果の報告であります。

以上、文教厚生委員会における審査の概要等を申し述べ、委員長報告といたします。